

高額療養費の自己負担限度額が 一部変わります

平成30年8月から、70歳以上75歳未満の方および世帯の自己負担限度額(月額)が、次の通り一部変更になりますのでお知らせいたします。

< 現行 >

< 平成30年8月 ~ >

所得 区分	限度額(世帯)		多数該当
	外来(個人)		
現役 並み (1)	57,600 円	80,100 円 (医療費総額が 267,000 円 を超えた場合はその超えた 分の 1%を加算)	44,400 円 (3)
一般 (2)	14,000 円 (年間 14.4 万円上限)	57,600 円	44,400 円 (3)

所得 区分	限度額(世帯)		多数該当
	外来(個人)		
現役 並み (4)	252,600 円 (医療費総額が 842,000 円を超えた 場合はその超えた分の 1%を加算)		140,100 円 (3)
現役 並み (5)	167,400 円 (医療費総額が 558,000 円を超えた 場合はその超えた分の 1%を加算)		93,000 円 (3)
現役 並み (6)	80,100 円 (医療費総額が 267,000 円を超えた 場合はその超えた分の 1%を加算)		44,400 円 (3)
一般 (2)	18,000 円 (年間 14.4 万円上限)	57,600 円	44,400 円 (3)

1...住民税課税所得145万円以上

2...住民税課税所得145万円未満

3...当月を含む直近12か月間に4回以上高額療養費の支給を受けるときの4回目からの自己負担限度額です。

上記以外の、住民税非課税である世帯の方(低所得 および低所得)の自己負担限度額は変更ありません。

4...住民税課税所得690万円以上

5...住民税課税所得380万円以上690万円未満

6...住民税課税所得145万円以上380万円未満